

神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰が継続する中、地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の「稼ぐ力」の回復により商店街の活性化を図ることを目的として、商店街団体等が実施する商品券事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「商店街団体等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限る。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合
 - イ アに掲げる以外の法人化された商店街団体
 - ウ 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの
 - エ 地域商業の活性化に貢献し、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの
 - オ 商店街（会）団体が主たる構成員となっている実行委員会であって、規約等により代表者の定めがあるもの
 - カ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（商店会のないエリアにおいて、店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限る。）
- (2) 「商品券」とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当する商品券であって、商品券に一定の割増し（プレミアム）分を附加して発行できるものをいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、商店街団体等が実施する商品券事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める補助対象経費の下限額未満の事業は補助の対象から除く。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、第2条第1号に掲げる商店街団体等とする。

(補助事業の条件)

第5条 知事は、補助事業の実施に際して必要と認める条件を付することができるこ
ととし、補助事業者はこれに従い、補助事業を実施しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、第3条第1項の補助事業を実施するために必要な経費とし、
その範囲は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対
象としない。

(補助額の算出方法等)

第7条 補助額は、別表の補助事業について、補助対象経費に補助率を乗じた額又は
補助上限額の少ない方の額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てるものとする。
- 3 県、国及び市町村の補助額の合計は、補助対象経費の総額を超えないものとする。

(申請書の提出期日等)

第8条 規則第3条による申請をしようとする補助事業者は、「神奈川県商店街等活
性化促進事業費補助金交付申請書（様式1）」に次の書類を添えて、知事が別に定
める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式1-1）
- (2) 役員等氏名一覧表（様式1-2）
- (3) 定款又は規約の写し
- (4) 組合員（会員）名簿の写し
- (5) 収支予算書の写し
- (6) 商品券発行事業に係る約款等の写し
- (7) 商店街団体等の構成区域がわかる地図の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付等の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を
審査した上で補助金の交付を決定したときは、「神奈川県商店街等活性化促進事業
費補助金交付決定通知書（様式2）」により通知するものとする。また、不交付を
決定したときは、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金不交付決定通知書
（様式3）」により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(暴力団排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基
づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下
「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前号に規定する暴力団員に該当する

者があるもの

- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金変更承認申請書（様式4）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金変更承認通知書（様式5）」により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金変更交付決定通知書（様式6）」により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金中止（廃止）承認通知書（様式8）」により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競

争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、県又は総務省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができます。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県又は総務省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負させ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第15条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第72条第1項の規定に基づき、同規則第70条に規定する者が決裁した支出命令に係

る伺いを会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

(遅延の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金遅延等報告書（様式9）」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第17条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第18条 規則第12条の規定による実績報告は、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金実績報告書（様式10）」に次の書類を添えて、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業報告書（様式10-1）

(2) 補助対象経費（割増し（プレミアム）分）計算表（様式10-2）

(3) 商品券換金状況（店舗別）報告書（様式10-3）

(4) 収支を証する書類の写し

(5) 補助金受入口座の通帳の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者が前項の実績報告をやむを得ない理由により提出できない場合において、知事はその期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第19条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第12条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 知事は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金の額の確定通知書（様式11）」により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の支払)

第20条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、第13条第2項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項又は第12条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合
- 2 前項の規定は、第19条第1項の規定に基づく補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(産業財産権等に関する報告)

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金産業財産権等取得等届出書（様式12）」を知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第23条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（補助後の効果検証）

第25条 補助事業者は、補助後の効果検証について、「神奈川県商店街等活性化促進事業費補助金の効果検証報告書（様式13）」により、補助事業の完了した日の属する翌会計年度の終了後20日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業に係る効果の詳細な内容等について報告を求めることができ、補助事業者は速やかに報告しなければならない。

（書類の整備）

第26条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならぬ。
3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第27条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 補助事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき
- (2) 補助事業者が合併又は解散したとき

（細目）

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 | 補助下限額 |
|-------|--|--|-------|-------|
| 商品券事業 | <p>割増し（プレミアム）分経費、印刷費及び広告宣伝費</p> <p>※割増し（プレミアム）分経費について、補助対象となる割増し（プレミアム）分は、補助事業者が商品券を取り扱う店舗の求めに応じて精算換金した総額の割増し（プレミアム）相当額とする。また、補助対象となる割増し（プレミアム）率は、30パーセントを上限とする。</p> <p>※印刷費について、補助対象となる印刷費は、商品券の券面の発券に係る経費とする。</p> <p>※広告宣伝費について、補助となる広告宣伝費は、商品券発行事業を周知するために作成するチラシ、ポスター、新聞折込、地域紙の掲載に係る経費とする。</p> <p>※全ての対象経費について、支払の確認ができない（領収書のない）経費又は事業期間終了後に支払われた経費、商品券の換金手数料、その他知事が適当でないと認めた経費については補助対象としない。</p> | <p>補助対象経費の 1／2以内</p> <p>※ただし、令和6年4月1日時点の正会員数が40以下の商店街団体等については、100万円とする。また、複数の商店街団体等が連携して実施した補助事業に対しては、商店街団体等の数及びその正会員数に応じて増額し、最大500万円とする。</p> <p>※広告宣伝費については、10万円とする。</p> <p>補助対象経費の 2／3以内</p> | 200万円 | 15万円 |